

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会
会長 石井 勲 様

介護機器貸付申請書

車椅子	歩行器・シルバーカー	ポータブルトイレ	その他 ()
-----	------------	----------	---------

*使用機器に○をして下さい。

担当者所属・氏名	
----------	--

ふりがな					(明治・大正・昭和・平成・令和)	
使用者氏名			生年月日	年 月 日 生		
住 所	(〒) 鹿角市 {花 輪・十和田・尾去沢・八幡平}		性 別	男・女	自治会名	
使用理由 傷 病 名			電話番号	()		
家 族 構 成	氏 名	使用者 との続柄	生年月日	職業	主な 介護者	備考
貸付月日	令和 年 月 日	返却月日	令和 年 月 日			

上記の介護機器を鹿角市社会福祉協議会介護機器貸付要綱に基づき借用いたします。
借用については、次の事項を遵守します。

1. 介護機器の破損及び故障の場合は、速やかに会長に状況を報告し、その指示に従います。
2. 介護機器を必要としなくなったときは、速やかに返還します。

申請日 令和 年 月 日

申請者住所 _____

申請者氏名 _____ 印

社会福祉法人鹿角市社会福祉協議会介護機器貸付要綱

(目的)

第1条 この事業は、鹿角市社会福祉協議会介護機器貸付要綱に基づき、在宅の要援護者に対し、介護機器を貸付することにより、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸付の対象者)

第2条 この事業の対象者は、社会福祉協議会の会員及び会長が特に認めた者とする。

(貸付の申請)

第3条 介護機器の貸付を受けようとする者は、介護機器貸付申請書に記載して会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第4条 会長は前条に規程する介護機器貸付の申請があったときは、速やかに、該当事項を審査し適否を決め、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の決定を受けた申請者は、介護機器借用書を会長に提出しなければならない。

(貸付の期間)

第5条 貸付期間は、貸付を受けた者が、施設への入所、転出又はその他（回復により介護を必要としない等）の事情により必要としなくなるまでの期間とする。

(介護機器の管理)

第6条 介護機器の貸付を受けた者は、介護機器を貸付の目的に反して使用、又は譲渡、交換、貸付及び担保に供してはならないものとする。

2 介護機器の貸付を受けた者は、介護機器の一部、又は全部を棄損し、又は紛失した場合には、直ちに会長にその状況を報告し、その指示に従わなければならないものとする。

3 介護機器の貸付を受けた者で、介護機器を必要としなくなったときは、消毒の上返却しなければならないものとする。但し、消毒が出来ない者は有料にて社会福祉協議会が代行して行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より適用する。